

輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成十三年経済産業省告示第七百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇十八 （略）</p> <p>十九 輸出令別表第一の一三の項（五）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十二条第十一号に該当するもの</p> | <p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇十八 （略）</p> <p>十九 輸出令別表第一の一三の項（五）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十二条第十一号に該当するもの</p> |